

第 19 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 6 年 12 月 26 日（木）午後 3 時 00 分～午後 4 時 15 分

2 開催の場所 松江市役所 西棟 5 階 防災センター

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 1 1 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 1 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 1 6 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第 1 1 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 1 8 号 非農地確認について

議 第 1 1 9 号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第 1 2 0 号 松江農業振興地域整備計画の変更について

報告第 3 0 号 事務局長専決処分 of 報告

4 出席委員（19 名） 欠席委員（0 名）

1 番 小村 伸吾 (出)	2 番 吉岡 雅裕 (出)	3 番 角田 正紀 (出)
4 番 足立 裕子 (出)	5 番 伊藤 和明 (出)	6 番 吉岡 幸雄 (出)
7 番 清原 昭 (出)	8 番 磯部 美津子 (出)	9 番 古藤 俊光 (出)
10 番 渡部 文明 (出)	11 番 宮廻 彰夫 (出)	12 番 永江 りえ (出)
13 番 勝田 達雄 (出)	14 番 矢野 秀行 (出)	15 番 松本 喜次 (出)
16 番 石原 一男 (出)	17 番 岸本 定朝 (出)	18 番 森口 順子 (出)
19 番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	能海 朋之	農業企画係主任	山野 洋介
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	石原 裕子
農地係主任	青山 浩之	農地係主任主事	井上 雄太
農地係主任	佐藤 努		

6 会議内容

会 (議 長)	定刻になりました。それでは、ただ今から第 19 回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届はございません。現に在任する委員の数、19 名のうち、19 人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。1 番委員、2 番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事及び井上主任主事にお願いします。
事 務 局	それでは、議事に入ります。議第 114 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。 失礼いたします。議第 114 号、今月の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の 2 ページ以降と併せて、農地法第 3 条説明資料をご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件 23 筆でいずれも所有権移転です。 はじめに、57 番の案件についてご説明します。申請は大垣町の地目田 2 筆、畑 2 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のため、受人からの要望のため、自宅から遠く耕作に不便なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のためです。受人の世帯は、耕運機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は水稻、果樹、野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に、58 番の案件についてご説明いたします。申請は法吉町の地目畑 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢により耕作不能のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、管理機、草刈り機等を所有しておられます。取得後はサツマイモを栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に、59 番の案件についてご説明いたします。申請は大井町の地目田 4 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のためです。受人の世帯は、草刈り機等の農業用機械を所有しておられ、トラクター、田植え機、コンバイン等については作業受託の予定です。取得後は水稻を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に、60 番の案件についてご説明いたします。申請は八束町遅江及び江島の地目田 6 筆、畑 8 筆を遺贈するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、遺言執行用の遺言公正証書によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、亡父（弟）からの土地を引き継いで農業を行うためです。取得後は水稻、野菜、果樹等を栽培されます。受人の世帯は、草刈り機等の農業用機械を所有しておられ、管理機は購入予定です。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 以上、すべての案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくをお願いします。 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現
議 1 番 委 員 議 長	

議	長	地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	それではないようでございますので、採決をいたします。議第 114 号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 114 号は原案のとおり許可することに決めます。
		次に、議第 115 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事	務	失礼します。議第 115 号、今月の農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 6 ページと併せて、農地法第 4 条の説明資料の 1 ページをご覧ください。
局		はじめに、4 条 13 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 D 区域です。農地区分は、おおむね 10ha 以上の連担した農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場及び進入路です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号で集落接続に該当します。転用面積は 188 m ² 、所要面積は隣接する宅地をあわせて 220 m ² です。事業計画は、申請地を駐車場及び自宅への進入路とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
		最後に、4 条 14 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は福富町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 D 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、農業用倉庫及び庭です。転用面積は 298 m ² 、所要面積も同様の 298 m ² です。事業計画は、申請地を農業用倉庫及び庭とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
		以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議	長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1 番 委 員		事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。
議	長	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
1 7 番 委 員		確認ですが、いずれも追認案件ということですが、どのような理由で追認案件であることが分かったのか。
事	務	4 条 13 番については、所有者が経営していた事業を弟に譲られ、自宅の売却を検討された際に地目を確認したところ農地であったことが判明したものです。
局		4 条 14 番については、現所有者の息子が、当該土地に隣接する土地の住宅を建て替える際に、当該土地を担保にしようとしたところ農地であったことが判明したものです。
1 7 番 委 員		分かりました。
議	長	ほかにございませんか。

議	長	(なしの声)
		ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第 115 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である 14 番について採決いたします。議第 115 号のうち、14 番について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声)
		ご異議なしということですので、議第 115 号のうち、14 番は原案のとおり許可することに決します。
議	長	次に、議第 115 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる 13 番について採決いたします。議第 115 号のうち、13 番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 115 号のうち、13 番は原案のとおり許可相当であると確認することに決します。
		次に、議第 116 号「農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	局	失礼します。議第 116 号、今月の農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の 8 ページと併せて事業計画変更説明資料の 5 ページをご覧ください。
		5 条事業計画変更 8 番についてご説明いたします。本案件は、令和 6 年 5 月 28 日付けで農地法第 5 条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は東生馬町の 3 筆で、●●●●工事に伴い、現場事務所及び資材置場として使用するため、令和 6 年 12 月 31 日までの一時転用を許可していました。今回、新たな工事を受注し引き続き申請地を使用するため、一時転用期間を令和 7 年 7 月 31 日まで延長する事業計画変更申請が提出されたものです。
議	長	以上、上程いたしました案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
		それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
議 1 番 委 員	長	事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。
		ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
議	長	(なしの声)
		ないようでございますので、採決いたします。議第 116 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 116 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声)
		ご異議なしということですので、議第 116 号は原案のとおり承認することに決します。
議	長	次に、議第 117 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
		失礼します。議第 117 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 10 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 7 ページをご覧ください。
事 務 局	局	

はじめに、5条60番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は資材置場及び通行路です。転用面積は2,262㎡、所要面積も同様の2,262㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、資材置場及び通行路とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条61番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和6年12月2日付けで農振除外済みです。転用目的は、建設資材ストックヤードです。転用面積は3,432㎡、所要面積も同様の3,432㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、作業現場へのアクセスを良くするため、申請地を整備し、コンクリート製品や砕石等の建設資材のストックヤード及び駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条62番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は庭及び駐車場です。転用面積は220㎡、所要面積は隣接する宅地及び雑種地とあわせて602.61㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地と隣接する宅地及び雑種地をあわせて、譲受人が個人で営むハウスクリーニングの事務所、庭及び従業員駐車場として整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条63番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町穴道の1筆です。都市計画区域区分は用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は461㎡、所要面積は隣接する雑種地とあわせて471㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅1棟を建設するものです。なお、農業用倉庫は既に建設されていますが、200㎡未満の面積であるため違反転用には該当しません。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条64番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、インターチェンジからおおむね300m以内にあることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は倉庫、現場事務所及び仮設トイレの設置、駐車場及び資材置場です。転用面積は593㎡、所要面積も同様の593㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和7年3月31日までです。事業計画は、●●●●工事に伴い、申請地を現場事務所及び工事用仮設ヤードとして使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、本案件は現地調査の際に事前着工が判明しましたが、その後農地復元を求め、12月23日に6番委員と農地復元を確認しております。

次に、5条65番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、

事務局	10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は工事用道路及び資材置場です。転用面積は 93 m ² 、所要面積は隣接する山林とあわせて 134.75 m ² です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和 7 年 3 月 31 日までです。事業計画は、●●●●工事に伴い、申請地と隣接する山林をあわせて工事用道路及び資材置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	最後に、5 条 66 番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は浜佐田町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が 40%を超えていることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は農家住宅です。転用面積は 606 m ² 、所要面積も同様の 606 m ² です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地を整備して農家住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1 番 委員	5 条 64 番については、事務局から説明があったとおり、現地調査の際、事前着工が判明しましたが、その後、農地復元をされたと聞いております。5 条 64 番以外の案件については、事務局から説明があった通り、いずれも許可相当と判断しました。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第 117 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、61 番以外について採決いたします。議第 117 号のうち、61 番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 117 号のうち、61 番以外は原案のとおり許可することに決めます。
	次に、議第 117 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、61 番について採決いたします。議第 117 号のうち、番号 61 番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 117 号のうち、番号 61 番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。
	次に、議第 118 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議第 118 号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案 15 ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは 2 件 3 筆です。
	はじめに、58 番について説明します。土地の所在は、大垣町の市街化調整区域、農振農用地区域外の畑 2 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道古志大野線と市道上寄線の交点から北に約 400m 進んだ北

事務局	150mに位置している土地及び、市道高ノ宮上寄線と市道高下名原線の交点から西に約80m進んだ南10mに位置しています。両土地とも昭和49年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。 次に、59番について説明します。土地の所在は、美保関町七類の都市計画区域外、農振農用地区域外の畑1筆です。申請人をご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道松江七類港線と市道惣津七類線の交点から西に約200m進んだ北10mに位置しており、昭和50年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。 以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。 (なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第118号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第118号は原案のとおり確認することに決めます。 次に議第119号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第119号、松江市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。 所有権移転について、お手元の総会議案19ページをご覧ください。所1番は東出雲地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大の意向があるため、所有権移転するものです。所2番は宍道地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大の意向があるため、所有権移転するものです。 相対契約について、20ページをご覧ください。利1番から3番は生馬地区、更新案件です。利4番は川津地区、更新案件です。利5番から7番は本庄地区、新規案件です。利8番は大庭地区、更新案件です。利9番から11番は鹿島地区、9番、11番は更新案件、10番は新規案件です。利12番から18番は東出雲地区、12番から14番、17番、18番は更新案件、15番、16番は新規案件です。利19番から20番は八雲地区、更新案件です。利21番は玉湯地区、新規案件です。利22番から46番は宍道地区、利22番から25番、27番、30番、31番の2筆、32番から39番、41番から44番、46番は更新案件、26番、28番から29番、31番の1筆、40番、45番は新規案件です。利47番から52番は八束地区、47番、48番の4筆、49番から52番は更新案件、48番の1筆は新規案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田 102,671㎡、畑 20,702㎡、計 123,373㎡です。 転貸契約について、32ページをご覧ください。転1番から21番は秋鹿地区、更新案件です。転22番から24番は生馬地区、22番は更新案件、23番、24番は新規案件です。転25番は朝酌地区、更新案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積

事務局	は、田 74,261 m ² 、畑なし、計 74,261 m ² です。
議長	以上、ご審議お願いします。
5 番 委員	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
5 番 委員	利 18 番について、貸手がしまね農業振興公社となっており、相対契約は令和 17 年 6 月 30 日までとなっているが、契約終了後の次の契約は中間管理機構との契約に代わってくると思われる。この貸手であるしまね農業振興公社の取り扱っている物件は今後どのような取り扱いとなるのか。しまね農業振興公社の所有する農地について、合理化法人として取得したものを貸付けているものと考えていたが、経過を教えてください。
事務局	しまね農業振興公社が所有している農地というのは、国営事業で整備した揖屋干拓地の農地で公社が売却することになっておりますが、利 18 番の土地については売却されていない土地であり、公社としても売却したい希望があります。しかしながら、この土地については、いまだに売却されていないため、このままでは耕作放棄地となってしまう、今以上に売却することが困難になってしまうことから、この土地の管理をしていただくということも含めて貸出しをするというものです。
5 番 委員	更新する場合はどのような扱いとなるのか。
事務局	次の更新については、法律がどのようになるのか分かりませんが、今のままであれば、中間管理の手法で手続きをするしかないと考えています。
5 番 委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第 119 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 119 号は原案のとおり決定することに決めます。
	次に議第 120 号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第 120 号松江農業振興地域整備計画の変更について、ご説明をいたします。一般管理は年 2 回の 4 月と 10 月に申し出を受付けており、農用地区域から除外する手続きのことです。この度、ご審議頂きますのは、令和 6 年 10 月受付の案件でございます。
	初めに、資料 1 の「松江農業振興地域整備計画変更理由書（案）」1 ページをご覧ください。こちらには、変更の理由及び変更の概要を表示し、農地面積の単位はアールを用いています。真ん中の表をご覧ください。左から順に変更理由を記入しており、今回は都市計画の見直しで 939 アール、工場事務所等用地で 31 アール、一般住宅で 177 アール、非農地によるその他で 352 アール除外されます。農用地区域に含める土地や用途区分を変更する土地はありません。
	次に 2 ページをご覧ください。こちらは、農用地利用計画の増減を表しており、現況の農地は 1,499 アール減少し、その内訳は田がマイナス 1,304 アール、畑がマイナス 195 アールとなります。その他、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地等に変更

はありません。

次に3ページをご覧ください。こちらは、整理番号ごとに、左から変更理由、地番、面積、土地の所有者、事業計画者、農振除外の理由、転用の確実性について説明しています。転用の確実性ですが、許可条項と農地区分の2つを表示しておりまして、農地区分の数字は農地の種別を表しております。具体的には1という数字は、1種農地を表しており、2であれば2種農地を表しております。また、前回の現地調査の資料には含まれておりませんでした。整理番号12は市街化区域に編入される農地になり、農林水産省の同意を得ている農地になります。整理番号13のその他については、令和2年から今年度において非農地判断や非農地通知を受けた農地をこの度まとめて除外を行います。

次に、4ページをご覧ください。こちらは、この度の申出が、農振法第13条第2項の6つの要件に該当することを整理した農振除外要件の確認票になります。要件の1つ目は農用地以外に代替地がなく緊急性があること。2つ目は地域の地域計画に支障を及ぼさないこと。3つ目は周辺農地の集団化・農作業の効率化を妨げないこと。4つ目は地域の担い手の営農に支障を及ぼさないこと。5つ目は農道や水路などの法第3条第3号の各施設に影響がないこと。6つ目は土地改良事業が行われて8年以上経過した土地であることが必要となり、整理番号ごとにそれぞれ整理しております。

続きまして、資料2の「松江農業振興地域整備計画変更理由書付図（案）」をご覧ください。こちらの資料は航空写真と事業計画図により作成しています。

整理番号1の目的は、駐車場の建設です。事業計画者は隣接する建物において、空き家を活用したギャラリー展示事業を開始し、農村集落の活性化を考えています。今後、事業を展開するうえで、来客用の駐車場が不足しており、隣接する申出地を駐車場に活用したいと考え申請に至りました。利便性を考えると、駐車場は隣接地が望ましく、申出地以外に代替地はないと考えます。

整理番号2の目的は、個人住宅の建設です。現在の母屋の老朽化が激しく継続して住める環境ではないため、建て替えの計画に至りました。今後も、引き続き本家の営農を手伝う予定であるため、母屋に隣接する申出地以外に代替地はないと考えます。

整理番号3の目的は、個人住宅の建設です。事業計画者の宅地が北道路の経由地になっており移転を余儀なくされました。移転先としては、従前と同じ地域を希望しており、申出地を選定しています。申出地以外にも候補地を検討しましたが、従前の環境で暮らせる土地はなく、他に代替地はないと考えます。

整理番号4の目的は、分家住宅の建設です。申出者は本家で親と同居していましたが、子供の成長とともに、住居が手狭となり、新居の計画に至りました。今後も引き続き本家の営農を手伝い、父の面倒をみるため本家の近くで建てる必要があり、他に適当な土地がなく、申出地以外に代替地はないと考えます。

整理番号5の目的は、駐車場の建設です。事業計画者は申出地の隣で、生コン製造事業を行っていますが、増車及び増員に伴い、敷地内の駐車所が満車になり本計画に至りました。移動時間を短縮するためには、隣接地が望ましく申出地以外に他に代替地はないと考えます。

整理番号6の目的は、個人住宅の建築です。事業計画者はアパートに住んでいますが、子供が生まれ手狭になるため、住宅の建設に至ります。事業計画者は、原発作業員として稼働し、勤め先より連絡バスを積極的に利用するよう言われており、連絡バスの発着地であるソフトビジネスパーク近隣で候補地を選定していました。他に適当

事 務 局 議 6 番 委 員 1 7 番 委 員 議 議 議 事 務 局 議	局 長 員 員 長 長 長	な土地はなく、申出地以外に代替地はないと考えます。 整理番号7の目的は、分家住宅の新築です。事業計画者はアパートに住んでいます が、両親の世話をし、両親の営農を手伝うため、住宅の建設に至ります。本家の近隣 で検討した結果、他に適当な土地はなく、申出地以外に代替地はないと考えます。 整理番号8の目的は、太陽光発電施設進入路整備及び施設設置です。事業計画者で ある松江市は、令和5年に環境省から脱炭素先行地域に選定されています。この度、 民間主導で松江市の遊休地に太陽光発電施設を設置し、脱炭素化を推進する事業を展 開することに至りました。申出地の近隣には市の所有である大規模な非農地があり、 それらの土地も含めた事業であるため、他に代替地はないと考えます。 整理番号9の目的は、分家住宅の新築です。申出者は本家で親と兄夫婦と同居して いましたが、結婚を機に本家を出て、新居を建てる計画に至りました。今後も本家の 営農を手伝うため、本家の近くで建てる必要があり、他に適当な土地がなく、申出地 以外に代替地はないと考えます。 整理番号10の目的は、個人住宅の新築です。申出者の息子が本家に帰ってくること に伴い住宅の建設に至ります。今後は、本家の営農を手伝うため、本家の近くで立て る必要があり、他に適当な土地がなく、申出地以外に代替地はないと考えます。 整理番号11の目的は、建築条件付宅地分譲です。県道の拡張に伴い、八雲地域は人 気エリアであります。その需要に応える土地がなく、住宅開発に適したまとまりの ある土地が、申出地しかなくこの度の申請に至りました。ただし、この度の開発面積 は10,000㎡以上と規模が大きいことから、上級機関の島根県と連携し開発規模の必要 性などについて、協議していきます。 これらの申出について、松江市農政課としましては、農用地区域の変更に関する法 的基準を満たしていると判断しております。 説明の方は以上になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。 対象農地につきましては、12月4日の午前が議席番号一桁の委員、午後が議席番号 二桁の委員で現地調査が行われました。それぞれの代表者から報告をお願いします。 事務局からの説明にあったとおり、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。 事務局からの説明にあったとおり、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。 ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査の代表者からの報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。 (なしの声) ないようでございますので、採決いたします。議第120号は、原案のとおり同意す ることにご異議ありませんか。 (異議なしの声) ご異議なしということですので、議第120号は、原案のとおり同意することに決し ます。 次に、報告に入ります。報告第30号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いし ます。 (報告) 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。 以上で議事を終了しましたので、第19回松江市農業委員会総会を閉会いたします。
--	---	---